

**総合型企業年金に対する公認会計士による
合意された手続等の導入に関する要望**

平成30年4月19日

企業年金連合会

社会保障審議会企業年金部会においては、確定給付企業年金のガバナンスについて議論が行われており、その中で、総合型DB基金への対応として、会計監査に関する論点が提示されているところです。

第19回社会保障審議会企業年金部会で示された論点を踏まえた厚生労働省からの提案に対して、政策委員会総合型企業年金小委員会において、別添のとおり要望事項がとりまとめられましたので、よろしくお願いいたします。

平成30年4月19日

総合型企業年金に対する公認会計士による

合意された手続等の導入に関する要望

政策委員会総合型企業年金小委員会

社会保障審議会企業年金部会において、確定給付企業年金のガバナンスについて議論が行われており、そのうちの総合型DB基金における会計の正確性に関する論点について、厚生労働省より公認会計士による合意された手続等の導入について提案がなされております。

他方、総合型厚生年金基金が総合型DB基金へ移行する際には、実施事業所数、加入者数及び資産額等が減少する中で、実施事業主及び基金事務局は、企業年金の存続・維持に向けて、コスト削減を図るとともに、その事業運営に際して、ガバナンスの強化についても適正な取扱いに努めているところです。

また、参議院厚生労働委員会による「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成25年6月18日）において「基金から他の企業年金等への移行については、基金の母体企業の多くが中小企業で

あることに鑑み、現行の企業年金制度の手続面での改善等を含め、移行のための支援策を拡充すること」とされており、厚生労働省においても、その趣旨に沿って、移行後も含め、適切な措置を講ずることが求められております。

このような中、公認会計士による合意された手続（以下「AUP」という。）については、その着眼点、基準等の手続の詳細について、公認会計士協会、厚生労働省及び総合型DB基金関係者が連携しながら検討することとされたことから（第19回社会保障審議会企業年金部会資料6）、企業年金連合会政策委員会総合型企業年金小委員会の場において、厚生労働省と議論を重ねてきておりますが、双方の認識に依然隔たりがあるところです。このため、本件につきまして、現場の意見を踏まえた現実的な措置を検討いただくよう、以下のとおり要望いたします。

○ 公認会計士による合意された手続(AUP)の導入について

【AUPの実施は基金の任意とすべき】

- ・ 第19回の社会保障審議会企業年金部会（以下「企業年金部会」という。）における総合型DB基金の会計の正確性の確保の論点において、「総合型DB基金の監事監査に帯同する等の形で公認会計士による合意された手続（AUP）を導入し、総合型DBにおける内部統制の向上を図ることとしてはどうか」という提案が示されている。
- ・ 一方で、総合型DB基金においては、監事及び監査補助員による毎月の月例監査及び総合監査や、税理士による財務諸表等の確認を実施している基金も少なくない。したがって、基金事務局の緊張感を醸成するとともに誤謬や不正発生を防止することなどは、必ずしもAUPを導入しなくても実現可能であり、また、先述の総合型DB基金の厳しい財政状況を踏まえると、費用対効果の観点から全ての事業主の理解を得ることは難しい状況にある。
- ・ さらに、公認会計士によるAUPの価格については、総合型DB基金と公認会計士との間の手続内容に関する任意の合意に基づくものであるが、総合型DB基金と公認会計士の間には会計監査に関する情報の非対称性が存在することから、合意した手続内容が適正な水準を超えることによる上方バイアスが内在している。また、全ての総合型DB基金に公認会計士によるAUPの実施を求めた場合、需要に対する十分な供給による競争原理を働かす必要があるが、日本全国に分散する総合型DB基金のそれぞれに対し十分なAUP実施希望者が現れるということは全くの

未知数である。このため、AUPの実施を求められている総合型DB基金はその価格を拒否できず、公認会計士によるAUPを適正価格で実施することは困難となるおそれがある。

- ・ したがって、AUPの実施は基金の任意とすべきと考えるが、導入を想定した場合には、AUPの実施対象となる資産額の規模を引き上げるなど、以下の点について、要望を行うものである。

○ AUPの実施対象等について

【AUPの実施対象となる資産額の規模を引き上げるべき】

- ・ 第19回の企業年金部会において、会計監査の導入事例として、社会福祉法人のケースを参考として挙げており、厚生労働省としては、総合型DB基金が社会福祉法人と同様に「社会的責任を負っている」ことから、外部専門家による会計に関する確認が必要とし、資産20億円超の基金についてAUPを導入することとしている。しかしながら、社会福祉法人において会計監査の実施対象を厚生労働省が検討した際には、「監査に対応できる事務処理の態勢と監査費用の負担能力を考慮して基準を設定するとともに、受入れ態勢の整備を促進することが必要」とされ、基準の設定については、一定規模以上の法人とすることが必要であり、社会福祉法人の実際の収益や負債の状況を検討した上で、収益10億円以上又は負債20億円以上とされたところである（結果として社会福祉法人全体の約10%が該当。第11回社会保障審議会福祉部会 資料2）。また、その実施対象についても、今後の会計監査の実施状況等を踏まえ、段階的に施行することとされており（第5回社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会 参考資料

1)、平成30年度は、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人が政令で定められているに過ぎない。

- ・ 社会福祉法人の場合、「収益10億円以上又は負債20億円以上」は会計監査に対する事務処理態勢と負担能力に直結するように設定されたものであるが、総合型DB基金の場合、資産の大部分は年金資産であることから、「資産20億円超」はAUPに対する事務処理態勢と負担能力に直結しない基準であるにもかかわらず、大部分の総合型DB基金がAUPの実施対象となるものである（総合型DB基金全体の約70%が該当。平成28年度決算ベース）。
- ・ しかし、設立から間もない総合型DB基金においては、事務費積立金がないところからスタートすることから、解散した厚生年金基金から残余財産の仮交付を受けて当面の事務費相当額を賄うことや、基金役職員の給与を大幅に減額することなどにより事務費を工面して、中小企業のための総合型DB基金の存続に向けてたゆまぬ努力を行っているところである。また、企業年金基金の設立の最低ラインは加入者数300名以上とされていることから、加入者数が少なく、事務費掛金収入総額も少ない小規模な総合型DB基金が相当数存在している。
- ・ AUPに係る費用については、個々の契約によることとなり、その金額は不確定であるが、本年4月12日開催の当委員会の厚生労働省作成資料では、その費用として64万円～87万円と示されたところであり、特に小規模な基金においては負担能力を超えることも考えられる。また、この試算は、日本公認会計士協会が

公表している監査実施状況調査（平成28年度）における総平均単価（11,570円/時間）を基に算出しているが、この単価は公認会計士以外の補助者も入ったものであり、AUPを実施する態勢（公認会計士のみで行うかどうか）、AUPを実施する者が監査法人か個人の公認会計士か等によりぶれが生じ、必要な費用が高くなる可能性がある。あわせて、「手続についての合意に手間取る」と「AUP実施にかかるコストも高くなりやすい」とされているが、AUP実施者と依頼者が契約で定める具体的手続（合意された手続）の標準例やAUP実施手順の基準例がないことから、制度的にこの試算以上の額となる可能性を内包している。

- ・ さらに、総合型DBに移行して間もない基金にとって、業務経理から支弁することは事務費掛金の引き上げに直結するケースが多く、先述の費用対効果の観点も含め、事業主の理解を得ることは容易ではない。
- ・ したがって、総合型DB基金に対するAUP導入の検討にあたっては、その「事務処理態勢」や「負担能力」を十分に踏まえ、AUPの実施対象となる資産額の規模を引き上げていただきたい。

【AUPの実施について一定期間猶予するなどの経過措置を講じるべき】

- ・ また、先述のとおりAUPの導入については基金の任意とすべきと考えるが、仮にAUPを実施する場合には、総合型DB基金の運営全般が安定するまでの間は、基金設立を認可した地方厚生（支）局において会計を含めた総合的な監督を行い、それまでの間、AUPの実施を猶予するなどの経過措置を講じていただきたい

い。

○ AUPのチェックポイントについて

【チェックポイントについては、各基金の実情に応じて、AUP実施者との個々の契約で決定すべき】

- ・ AUPの具体的手続については、「AUP実施者（公認会計士等）とAUP依頼者（総合型DB基金）が個々の契約で定めることとなるが、今般の総合型DB基金での実施に際しては、最低限実施すべきチェックポイントを設けること」とされており、現時点では14のチェックポイントが示されている。
- ・ しかし、チェックポイントの重要性は各基金の年金実務などの違いによって異なるものと考えられることから、チェックポイントについても、各基金の実情に応じて、AUP実施者との個々の契約で決定するものとしていただきたい。

【小規模な総合型DB基金について、より長い期間をかけて実施する取扱いを可能とすべき】

- ・ また、チェックポイントに対応する手続の実施については「まずは毎期に必ず実施する手続と各年度の重点領域を設け、複数年かけて手続を実施することとしてはどうか」と提案されているが、上記「複数年」について、各基金の事務処理態勢と監査費用の負担能力を踏まえ、小規模な総合型DB基金については、より長い期間をかけて実施する取扱いが可能となるものとしていただきたい。

○ AUPに係る費用の財源について

【AUPに係る費用については、年金経理及び業務経理のいずれかからも

支出できることとすべき】

- ・ AUPのチェックポイントには業務経理に関する内容だけでなく、年金給付や運用資産に関するものも含まれており、信託銀行や生命保険会社に委託している業務の範囲と強く関連していると考えられるが、これら信託銀行や生命保険会社への業務委託費は年金経理及び業務経理のいずれかからも支出することが認められている。この取扱いは、平成9年に厚生年金基金の事業運営基準の見直しが行われた際に、業務委託費について「今後は、基金の自己責任と自主的な判断に基づき、その委託業務の範囲については、個々の基金が実情に応じ円滑な事業運営に留意して定めること」とされた上で、年金経理又は業務経理のいずれかの経理において支出するかは、個々の基金において決定することとされたことに基づいている。（「厚生年金基金における業務委託等の取り扱いについて（通知）」平成9年6月30日企国発第37号厚生省年金局企業年金国民年金基金課長通知）
- ・ したがって、AUPに係る費用については、業務委託費そのものに含める又は各基金の負担能力に応じ、受託会社への業務委託費と同様に、年金経理及び業務経理のいずれかからも支出できることとしていただきたい。

○ AUPの実施者について

【厚生労働省において合意された手続の標準例等を策定し、公認会計士以外の者でも実施可能とすべき】

- ・ AUPの実施者については、「原則、公認会計士又は監査法人（以下：公認会計士等）とし、公認会計士等と同等水準で業務を遂行できる場合に限り公認会計士等以外の者でも実施可能とする」とされている。
- ・ しかしながら、同等水準とは「公認会計士協会 監査・保証実務委員会 専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」に従い業務を実施した場合と同等水準を意味」するものとされ、要件として、「会計監査の実務経験を有すること」、「実務指針を熟知し、その内容を委託者に適格に説明でき、実務指針に準じて手続を実施できること」などが示されている。このため、「公認会計士等と同等水準で業務を遂行できる」者は実質的に公認会計士及び監査法人に限られ、税理士等の公認会計士以外の者がAUPを実施することは、極めて困難と考えられる。
- ・ また、先述のとおり、総合型DB基金と公認会計士との間の情報の非対称性や競争原理の点から、AUPの実施について適正価格が形成されないおそれがある。
- ・ したがって、AUPの実施に際しては、上記要件を付するのではなく、総合型DB基金とAUP実施者との間の手続内容に関する任意の合意に基づくものという考え方の下、厚生労働省において、AUPの実施者と依頼者が契約で定める具体的手続（合意さ

れた手続)の標準例やAUP実施手順の基準例を策定していただくことで対応可能であり、これにより、公認会計士以外の者が実施可能となるとともに適正価格の形成にも寄与すると考える。

【厚生労働省において費用負担が可能な範囲で質の高いAUP実施適格者を安定的に提供する仕組みを確立すべき】

- ・ また、AUP実施者については、当該者が適格な者であるかどうかを総合型DB基金が一義的に判断することは困難であることから、厚生労働省において、費用負担が可能な範囲で質の高いAUP実施適格者を安定的に提供する仕組みを確立し、その適正な実施に責任を持った上で、AUPを実施すべきであると考えます。

以上